会 議 録

会	議	ć.	名	令和2年度第3回小金井市文化財保護審議会(第8期)
事	務		局	生涯学習課 文化財係
開	催	日	時	令和2年11月11日(水)午前9時半から11時40分まで
開	催	場	所	市役所第二庁舎8階801会議室
出	席	委	員	二宮委員(会長) 伊藤委員(副会長) 孤島委員 椎名委員 太田委員
欠	席	委	員	鈴木委員
事	務	局	員	関生涯学習課長 杉村文化財係長 髙木主事(学芸員)
傍	聴の)可	否	可 傍 聴 者 数 1
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由				
				1 視察 小金井神社本殿 2 議題 (1) 小金井神社本殿の文化財指定について (2) 文化財説明板の設置について 3 その他 4 次回の会議日程 第4回 令和3年3月17日(水)午前10時市役所第二庁舎801会議室 配付資料 1 小金井市文化財指定について(諮問)写し 資料12 2 本町六丁目遺跡 資料2 3 小金井市報令和2年11月1日号(写し)(旧中村研一邸茶室「花侵庵」特別公開)

関生涯学習課長 本日は、鈴木委員より、欠席の連絡をいただいております。

1 視 察 小金井神社本殿を視察

2 議 題

(1) 小金井神社本殿の文化財指定について

関生涯学習課長 令和2年10月13日に開催された第9回教育委員会定例会で、小金井神社本殿の指定について諮問することを協議した結果、小金井市文化財保護条例41条の規定に基づき決定しました。翌日付、委員の皆様に諮問書を送付させていただきました

髙木主事(学芸員) 資料1をご覧ください。

一 資料1諮問資料 裏面読み上げ 一

関生涯学習課長 ご審議いただきまして、文化財保護審議会の答申をいただきたいと 存じます。

二 宮 会 長 (1)の諮問事項について、視察や議論を続けておりますが、改めて皆様からご意見ご質問はありますか。

伊藤委員 指定理由の「最古に属する本殿遺構である」は「最古に属する建築 遺構である」にした方が良いのでは。本殿がいくつもあるわけではな いので。

太 田 委 員 指定理由の「境内最古の近世建築である」は「市内最古の近世神社 建築である」とした方が良いのでは。境内最古は他の神社でも当ては まりそうですし、書き出しの部分なのではっきりと価値を明らかにす る方が良いと思います。

伊藤委員 覆屋まで造ってきちんと保存している。保存に対する熱意は非常に評価できる。地下まで掘って地盤のところもきちっとされていると思う、この工法は文化財として将来残せるという確信を得られました。小金井神社の境内にはたくさん社殿があるが、その中で一番古い近世建築であるということだと思うので、そのままで良いのでは。恐らく境内では一番古い建築であることは間違いないのですが、市内で最古かっていうと今後出てくる可能性はあるので、境内ではもっとも古いとか表現を変えたらどうでしょう。

二 宮 会 長 いくつかご提案がありましたけどそれを踏まえて、小金井神社本殿 を文化財指定する事にはご異議なし、ご賛同いただけますか。

委 員 (承認)

二 宮 会 長 ご異議ないようですので、本審議会では、諮問事項の「小金井神社 本殿」を市の指定有形文化財として指定することが望ましい旨の答申 をする事といたします。答申書についてはご意見等を踏まえてまとめ ていきたいと思いますが、ご一任頂いてよろしいですか。

委 員 (承認)

(2) 文化財説明板の設置について

高木主事(学芸員) 場所は武蔵小金井駅南口駅前の再開発地区で、再開発に伴って発掘された本町六丁目遺跡を周知するために設置します。以前審議会の中で、

横書きも検討してはどうか、とのご意見をいただきました。縦書きと横書きの見本をご用意しました。

- 一 資料2読みあげ 一
- 二 宮 会 長 文案について、何かご意見ご質問はありますか。

ここでの遺跡図又は写真(予定)というのはまだ案の段階ですか。図 や写真が入ると良いですよね。

狐 島 委 員 「発展を続けてきた武蔵小金井駅前」、急に武蔵小金井とか駅前か 出てきた感じがします。

関生涯学習課長 今のご指摘を踏まえて考えたいと思います。

伊藤委員 縦書きか横書きかというのを決めておかないと。これまでのものと 統一されていなくてもいいのかどうか、いかがなものでしょうか。基本的に漢数字の書き方とか令和とか和暦を使っているところとか見る と、横書きにすると少し違和感があります。縦書きの方がしっくりく るような文字の使い方をされているので。横書きにされるのなら西暦 の方が良い気がします。文化財系は割と縦書きが多い気がしますね。

二 宮 会 長 審議会で横書きの提案が出されたようなので、ここで取り上げていただいたのだと思いますが、特になければ従来通りの縦書きで今回は進めていくということとします。